

# 名張市への 転入届 をした方へ <令和8年度>

名張市

名張市に転入届をした方は、各担当窓口で必要な手続きをしてください。

対象となる方		手続方法等	担当[窓口番号]
印鑑登録をする方		本人確認書類 ※1 (ただし、顔写真付きに限る)と登録する印鑑をお持ちのうえ、申請してください。	
マイナンバーカードをお持ちの方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きカードを利用するための処理と、住所情報の書き替え(ICチップと券面)を行いますので転入するかた全員分のマイナンバーカードをお持ちください。(暗証番号も必要)</li> <li>※90日以内に手続きしないとマイナンバーカードが失効します。</li> <li>・マイナンバーカードの署名用電子証明書は住所変更にもなって失効します。マイナンバーカードをお持ちのうえ、改めて署名用電子証明書の発行を申請してください。(暗証番号も必要)</li> </ul>	戸籍・住民登録室 [ ②番 B ] TEL 63-7440
国民年金	加入している方	手続きが必要かどうかを確認します。 持ち物:来庁者の本人確認書類※1、年金手帳等又は個人番号確認書類※2、転入直前に退職している場合は社会保険等の資格喪失証明書等 (別世帯の代理人の方は委任状が必要)	保険年金室 [ ③番 ] 番号札をお取りください。 (国民年金) TEL 63-2148 (国民健康保険) TEL 63-7445
	海外から転入した方	国民年金の加入又は任意加入からの切替え手続きをしてください。 持ち物:来庁者の本人確認書類※1、年金手帳等又は個人番号確認書類※2 (別世帯の代理人の方は委任状が必要)	
	受給している方 (厚生年金・障害年金・遺族年金などを含む。)	日本年金機構が支給する年金について、手続きの有無を確認します。 共済年金、恩給などの年金は、支給する各機関へお問い合わせください。持ち物:来庁者の本人確認書類※1、年金証書又は個人番号確認書類※2 (別世帯の代理人の方は委任状が必要)	
国民健康保険に加入する方		転入と同時に加入手続きをしてください。持ち物:本人確認書類※1、個人番号確認書類※2、別世帯の代理人の方は委任状も必要。 産前産後の方は「産前産後免除対象者異動連絡票」又は母子健康手帳をお持ちください。	
後期高齢者医療制度	75歳以上のすべての方と65歳以上75歳未満の方で障害認定を受けていた方	「負担区分証明書(三重県外からの転入者のみ)」、個人番号確認書類※2 をお持ちのうえ手続きをしてください。障害認定の方は「障害認定証明書」も併せてお持ちください。	(後期高齢者医療・医療費助成) TEL63-7105
福祉医療を受ける方	子ども医療費、一人親家庭等医療費、心身障害者医療費(65歳以上重度障害者を含む)の受給資格認定を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限がありますので該当するか確認します。持ち物:本人及び家族の個人番号確認書類※2</li> <li>・受給資格証の交付を受けるには、加入している健康保険が分かるもの(資格確認書等)、金融機関の口座番号が分かるもの、個人番号確認書類※2 をお持ちのうえ、転入してから1か月以内に手続きしてください。心身障害者医療の方は障害者手帳をお持ちください。</li> </ul>	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証・通所受給者証 をお持ちの方、前住所地で障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた方		それぞれの手帳や受給者証と個人番号確認書類※2 をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	障害福祉室 [ ④番 ] TEL 63-7591

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点  
又は 健康保険の資格確認書、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード  
②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード  
(記載事項の変更のないものに限る) のいずれか

裏面へ続く

対象となる方		手続き方法等	担当 [窓口番号]
介護保険	65歳以上の方	転入による介護保険資格取得の手続きをしてください。被保険者証は、転入届をした後1か月程度で発送します。持ち物:個人番号確認書類※2	介護・高齢支援室 [ ⑤番 ] TEL 63-7599
	要介護・要支援認定を受けていた方	前住所地で交付された「受給資格証明書」をお持ちのうえ、転入日から14日以内に認定申請の手続きをしてください。手続きをした翌日以降に、被保険者証を発送します。(転入日から14日を過ぎると認定資格を引き継げなくなりますのでご注意ください)。申請者の個人番号確認書類 ※2 をお持ちください。医療保険被保険者証も必要です。	
予防接種対象年齢の方 (7歳半未満の方)		予防接種アンケートに接種歴をご記入いただくか、母子健康手帳をお持ちのうえ、予診票の交付を受けてください。	健康・子育て支援室 [ ⑨番 ] TEL 63-6970
4か月・10か月児健康診査を受ける方		三重県外から転入の方は、4か月・10か月健康診査の受診票の交付を受けてください。	
妊娠中の方(妊婦一般健康診査・産婦健康診査・乳児全戸訪問を受ける方)		前住所地外で使用していた受診票と母子健康手帳をお持ちのうえ、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の受診票の交付を受けてください。また、赤ちゃん訪問連絡票を窓口でお渡ししますのでご記入ください。前住所地で妊婦支援給付金を未申請の方は申請してください。	
児童手当を受給する方		前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。(期限を過ぎると手当を受けられなくなる場合があります。)請求者名義の通帳、請求者等の個人番号確認書類※2、本人確認書類※1をお持ちください。(請求者の健康保険が分かるもの(資格確認書等)の写しが必要な場合があります。)	子ども家庭室 [ ⑪番 ] TEL 63-7594
児童扶養手当を受給する方 (所得制限等で一時的に受給ができない方を含む)		前住所地の「児童扶養手当証書」、通帳、個人番号確認書類※2、本人確認書類※1 等をお持ちのうえ、手続きをしてください。	
特別児童扶養手当を受給する方 (所得制限等で一時的に受給ができない方を含む)		本人確認書類※1 等をお持ちのうえ、手続きをしてください。三重県外からの転入の場合は、請求者等の個人番号確認書類※2 をお持ちください。	
市立小・中学校に転入する児童・生徒のいる方		転入届の際に交付された「義務就学者異動通知書」と前の学校で交付された「在学証明書」等を持って、速やかに転入する学校で手続きをしてください。(事前に学校へ連絡してください。)	教育総務室 3階 教育委員会内 TEL 63-7873
就学援助の受給を希望する方		経済的な理由等により義務教育の費用にお困りの家庭に援助する制度です。交付要件がありますので、詳しくは担当窓口または転入する学校へお問い合わせ下さい。	
原動機付自転車(125cc以下の二輪車)をお持ちの方		旧住所地の市区町村が発行した「廃車済証明書」、本人確認書類をお持ちのうえ、ナンバープレートの交付を受けてください。	課税室 [⑩番] TEL 63-7746
飼い犬と一緒に転入した方		前住所地の犬鑑札をお持ちのうえ、登録の変更手続きをしてください。 ※前住所地で登録をしていない方は、新規登録が必要です。	環境対策室 4階 [③番] TEL 63-7492

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点  
又は 健康保険の資格確認書、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード  
②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード  
(記載事項の変更のないものに限る) のいずれか

**ようこそ。おかえり。名張市へ**  
暮らしに役立つ情報をぜひ！



**LINE**  
ごみ収集日、防災、  
イベント、お知らせ



**シティプロ  
モーション**  
名張の魅力・子育て

『広報なばり』(毎月10日発行)は各戸配布です。届かない場合は、広報シティプロモーション推進室(☎63-7402)へお問い合わせください。